

【自動受取定額複利預金規定】

1. (預入れ)

預入れは1口1万円以上とします。

2. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、次に定める満期日に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の6か月後の応当日（以下「据置期間満了日」といいます。）から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を指定して解約する（以下「一部解約」といいます。）ときは、1万円以上の金額で請求してください。なお、一部解約後の預金残金は1万円以上とします。
 - ② 満期日の指定がないときは、前記第1項第1号に定める最長預入期限を満期日とします。
- (2) この預金は、最長預入期限に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (3) 「定期預金等・通知預金共通規定」第8条（譲渡、質入れ等の禁止）第2項により、この預金について当金庫が質入れを承諾した場合は、前項の取扱いは行いません。
- (4) 指定された満期日を経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。なお、一部解約をするときのこの預金の利息は、一部解約する元金部分について預入日からその満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、その満期日に一部解約をする元金とともに支払います。
 - A 6か月以上1年未満
 - B 1年以上2年未満
 - C 2年以上3年未満
 - D 3年以上4年未満
 - E 4年以上5年未満
 - F 5年ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部解約後の預金残金には、一部解約をした日以後、この一部解約後の預金残金が該当する金額階層の約定利率（この約定利率は、預入日に定めた利率とします。）を適用します。
- (2) この預金を第4条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの据置期間満了日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の最長預入期限以後にこの預金を解約または書替継続する場合の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、据置期間満了日前の解約はできません。
- (2) この預金を第2条（預金の支払時期）第2項に定める最長預入期限自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、通帳裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ（利息は同一名義の預金口座に入金。）書替継続するときは記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金を一部解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

- (4) 前2項において解約する場合、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5. (通帳の効力)

この預金を最長預入期限に自動的に解約し元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

6. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上